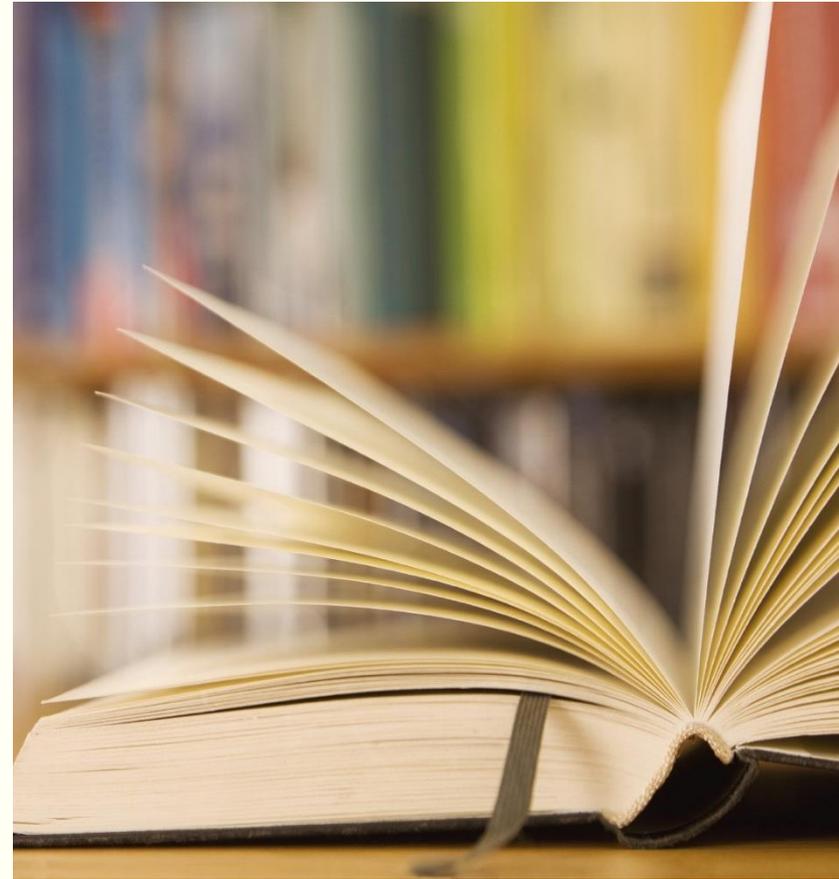




主幹教諭研修

研修テーマに関する法規について

学校組織のリーダーシップ



1 「次世代の学校・地域」創生プラン

「次世代の学校・地域」創生プラン（馳プラン）

～中教審3答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

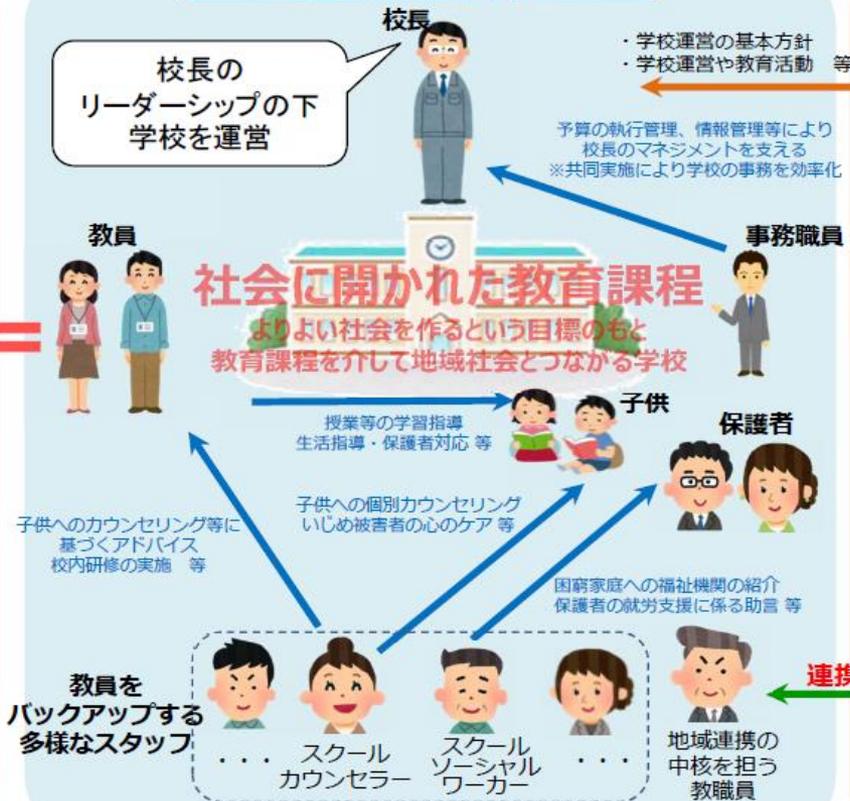
教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上



答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)



答申①←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)



要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

要・法改正：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

1 「次世代の学校・地域」創生プラン

【教育基本法】

第16条（教育行政）

教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

1 「次世代の学校・地域」創生プラン

【平成27年12月21日の3つの答申】

実現を目指して

- ① 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
- ② 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
- ③ 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」
～学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～

1 「次世代の学校・地域」創生プラン

「次世代の学校・地域」創生プラン（馳プラン）

～中教審3答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

ベテラン段階

中堅段階

1～数年目

採用段階

養成段階

教員育成指標

育成指標策定指針

現職研修改革

- ・管理職研修の充実
- ・マネジメント力強化

採用段階の改革

- ・ミドルリーダー育成
- ・免許更新講習の充実

採用段階の改革

- ・チーム研修等の実施
- ・英語・ICT等の課題へ対応

養成段階の改革

- ・採用試験の共同作成
- ・特別免許状の活用

- ・養成段階の改革
- ・インターンシップの導入
学校現場や教職を早期に体験
- ・教職課程の質向上

←都道府県が策定

←国が大綱的に提示

答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)

校長の
リーダーシップの下
下校を運営

校長

教員

事務職員

- ・学校運営の基本方針
- ・学校運営や教育活動 等

予算の執行管理、情報管理等により
校長のマネジメントを支える
※共同実施により学校の事務を効率化

社会に開かれた教育課程

よりよい社会を作るとい目標のもと
教育課程を介して地域社会とつながる学校

子供へのカウンセリング等に基づくアドバイス
校内研修の実施 等

授業等の学習指導
生活指導・保護者対応 等

子供への個別カウンセリング
いじめ被害者の心のケア 等

子供

保護者

困窮家庭への福祉機関の紹介
保護者の就労支援に係る助言 等

教員を
バックアップする
多様なスタッフ

スクール
カウンセラー

スクール
ソーシャル
ワーカー

地域連携の
中核を担う
教職員

連携・協働

地域コーディネーター

答申①←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

コミュニティ・スクール



- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

地域学校協働本部



保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して、
子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

「地域学校協働活動」の推進

- ・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- ・放課後子供教室・家庭教育支援活動 等

要・法改正：社会教育法

要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

「次世代の学校」の創生に必要な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

1 「次世代の学校・地域」創生プラン

「次世代の学校・地域」創生プラン（馳プラン）

～中教審3答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

教員改革

(⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

現職研修改革

- ・管理職研修の充実
- ・マネジメント力強化

採用段階の改革

- ・採用試験の共同作成
- ・特別免許状の活用

養成段階の改革

- ・インターンシップの導入
学校現場や教職を早期に体験
- ・教職課程の質向上

教員育成目標 ←都道府県が策定

育成指標策定指針 ←国が大綱的に提示

要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革

(⇒チーム学校)



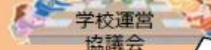
要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

答申①←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革・地域創生

(⇒地域と学校の連携・協働)

コミュニティ・スクール



- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

地域学校協働本部



保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して、
子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

連携・協働

地域コーディネーター

「地域学校協働活動」の推進
・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
・放課後子供教室・家庭教育支援活動等

要・法改正：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

2 チームとしての学校

「次世代の学校・地域」創生プラン（馳プラン）

～中教審3答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

現職研修改革

- ・管理職研修の充実
- ・マネジメント力強化

ベテラン段階

中堅段階

1～数年目

採用段階

養成段階

教員育成指標

育成指標策定指針

採用段階の改革

- ・採用試験の共同作成
- ・特別免許状の活用

養成段階の改革

- ・インターンシップの導入
学校現場や教職を早期に体験
- ・教職課程の質向上

←都道府県が策定

←国が大綱的に提示

答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)

校長の
リーダーシップの下
学校を運営

- ・学校運営の基本方針
- ・学校運営や教育活動 等

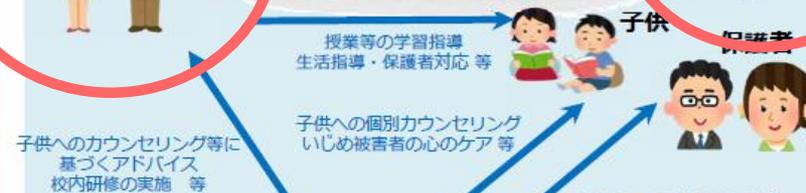
予算の執行管理、情報管理等により
校長のマネジメントを支える
※共同実施により学校の事務を効率化

教員

事務職員

社会に開かれた教育課程

よりよい社会を作るとい目標のもと
教育課程を介して地域社会とつながる学校



教員を
バックアップする
多様なスタッフ

スクール
カウンセラー

スクール
ソーシャル
ワーカー

地域連携の
中核を担う
教職員

連携・協働

地域コーディネーター

答申①←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

コミュニティ・スクール



- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

地域学校協働本部



地域の人々が学校と連携・協働して
子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

「地域学校協働活動」の推進

- ・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- ・放課後子供教室・家庭教育支援活動 等

要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

要・法改正：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

2 チームとしての学校

(1) 教職員や専門能力スタッフの人材確保

【学校教育法】

第37条

小学校には、 教頭、教諭、養護教諭及び  を置かなければならない。

② 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、
、、 その他必要な職員を置くことができる。

(③～⑱略)

2 チームとしての学校

(1) 教職員や専門能力スタッフの人材確保

【学校教育法】 平成29年3月改正

第37条

- ⑭ (改正前) 事務職員は、事務に従事する。
(改正後) 事務職員は、事務をつかさどる。

2 チームとしての学校

(1) 教職員や専門能力スタッフの人材確保

【教育職員免許法】

第三条(免許)

教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

(第3項～第6項略)

2 チームとしての学校

(1) 教職員や専門能力スタッフの人材確保

【教育職員免許法】

第三条の二（免許状を要しない非常勤の講師）

次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

- 一 小学校における次条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項
- 二 中学校における次条第五項第一号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項
(三～七略)

2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第五条第七項で定める授与権者に届け出なければならない。

2 チームとしての学校

(1) 教職員や専門能力スタッフの人材確保

【義務教育費国庫負担制度】

【学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（人材確保法）】

第一条（目的）

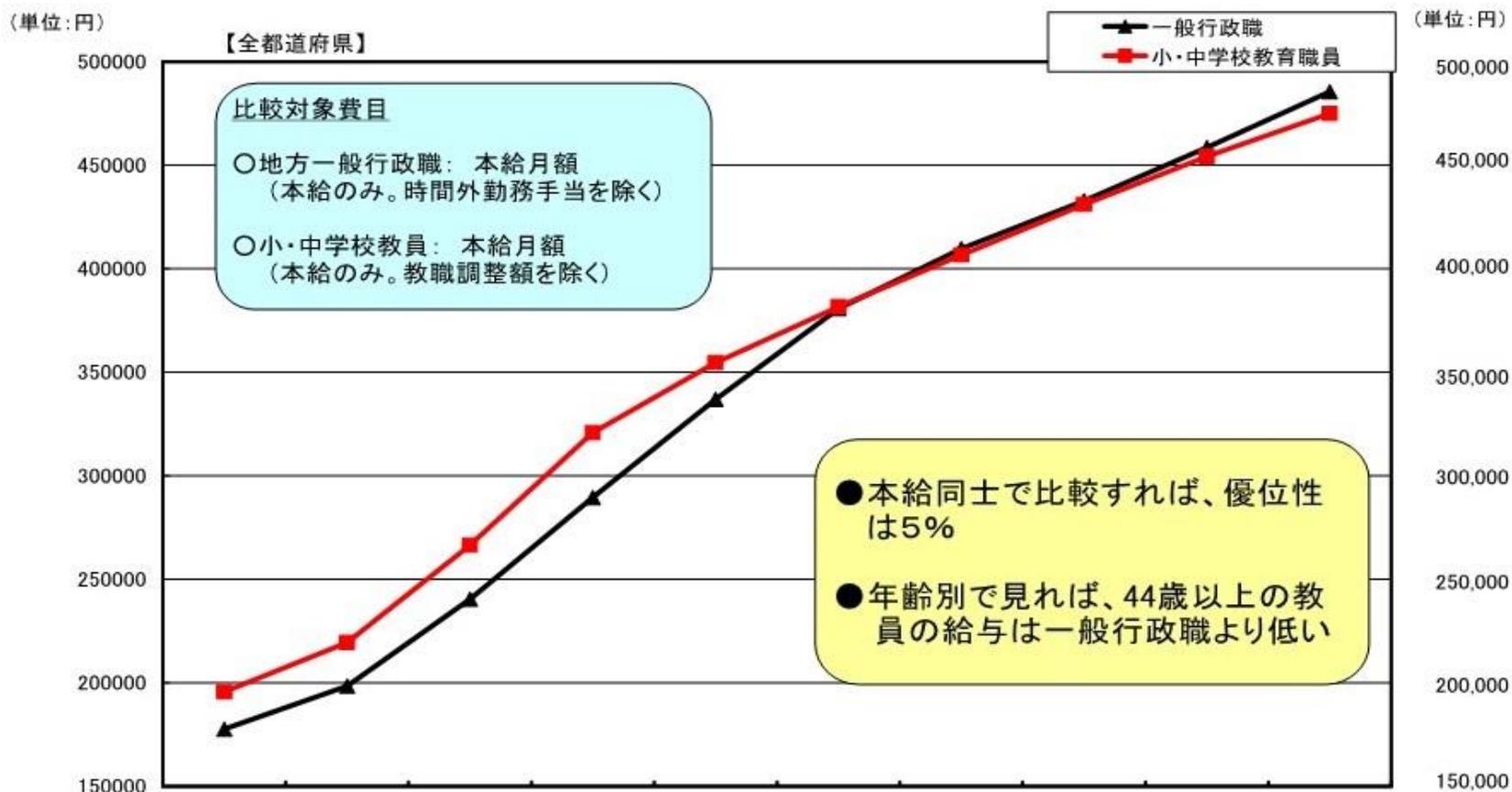
この法律は、学校教育が次代をになう青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与について特別の措置を定めることにより、すぐれた人材を確保し、もつて学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

第三条（優遇措置）

義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。

2 チームとしての学校

地方一般行政職と小・中学校教職員の年齢別本給月額(教員には教職調整額を除く)の比較【大卒者のみで補正後】
(平成15年度ベース)



給料(補正後)	22歳-23歳	24歳-27歳	28歳-31歳	32歳-35歳	36歳-39歳	40歳-43歳	44歳-47歳	48歳-51歳	52歳-55歳	56歳-59歳	平均月額	平均年齢
一般行政職 a	177,619	198,413	240,369	289,600	336,963	380,746	409,762	432,931	458,633	485,553	357,658	41.6
小・中学校教育職員 b	195,648	219,430	266,567	320,849	354,644	381,692	406,690	431,096	454,276	475,010	376,684	42.7
b/a	110%	111%	111%	111%	105%	100%	99%	100%	99%	98%	105%	

※ 一般行政職及び教育職員はともに大卒者のみに補正。

小・中学校教育職員の給料(補正後)については、平均年齢(大卒者)が教育職員42.7歳、一般行政職41.6歳であることから、それぞれ1.1歳分を減じた額としている。

小・中学校教育職員は、校長、教頭を除く教員について教職調整額(4%相当額)を除いた額としている。

※ 平成15年度地方公務員給与の実態(平成15年度地方公務員給与実態調査結果より)

2 チームとしての学校

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の概要

平成29年4月18日
中央教育審議会
初等中等教育分科会
資料2-2

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、**学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善**を図ることにより、**複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化**を一体的に推進

概 要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- ・ 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等（学校教育法等の一部改正）
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

施行 期 日

平成29年4月1日

2 チームとしての学校

(2) 多様な職員で構成される組織のマネジメント

「次世代の学校・地域」創生プラン（馳プラン） ～中教審3答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

ベテラン段階

中堅段階

1～数年目

採用段階

養成段階

教員育成指標

育成指標策定指針

現職研修改革

- ・管理職研修の充実
- ・マネジメント力強化

採用段階の改革

- ・ミドルリーダー育成
- ・免許更新講習の充実
- ・チーム研修等の実施
- ・英語・ICT等の課題へ対応

養成段階の改革

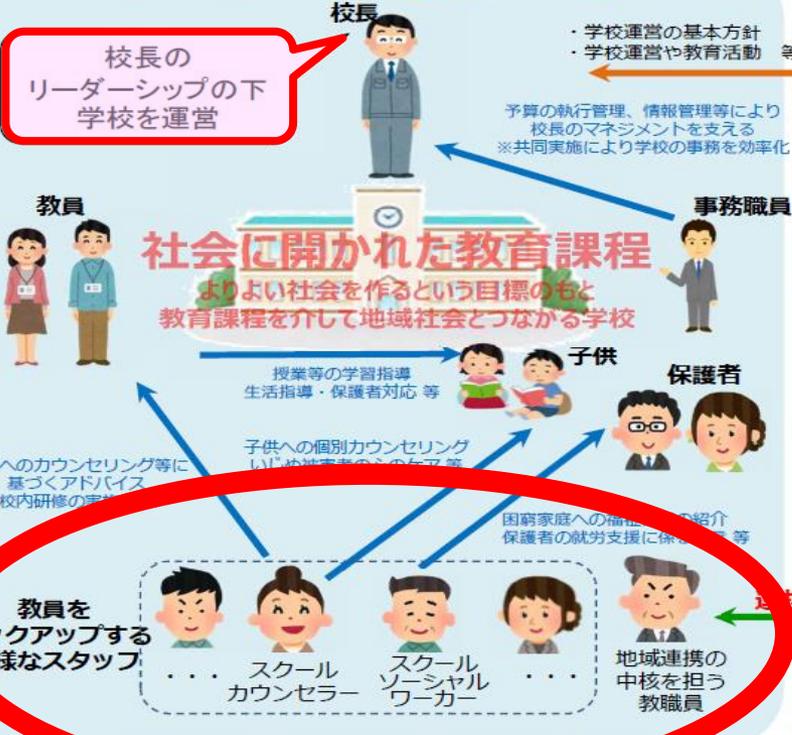
- ・採用試験の共同作成
- ・特別免許状の活用
- ・インターンシップの導入
- ・学校現場や教職を早期に体験
- ・教職課程の質向上

←都道府県が策定

←国が大綱的に提示

答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)



答申①←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

コミュニティ・スクール



- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

地域学校協働本部



保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して、
子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり



- 「地域学校協働活動」の推進
- ・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
 - ・放課後子供教室・家庭教育支援活動 等

要・法改正：社会教育法

要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

2 チームとしての学校

(2) 多様な職員で構成される組織のマネジメント

【学校教育法施行規則】

第六十四条

講師は、常時勤務に服しないことができる。

2 チームとしての学校

(2) 多様な職員で構成される組織のマネジメント

【教育公務員特例法】

第二条第一項略

2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、准教授、助教、副校長（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。）をいう。

【地方公務員法】

第二十八条の五

任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。以下同じ。）に採用することができる。

2 チームとしての学校

(2) 多様な職員で構成される組織マネジメント

【学校教育法施行規則】

第六十五条

学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

第六十五条の二

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第六十五条の三

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

第七十八条の二

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

2 チームとしての学校

(2) 多様な職員で構成される組織のマネジメント

「学校に置かれる主な職の職務等について」より作成

2. 多様な専門人材、地域人材（例）

- ・ 理科支援員
- ・ **特別支援教育支援員**
- ・ 外国人児童生徒支援員
- ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ 部活動指導員
- ・ 学校司書
- ・ ICT支援員→**情報通信技術支援員**
- ・ スクールガード・リーダー
- ・ **医療的ケア看護職員**
- ・ **スクール・サポート・スタッフ**→**教員業務支援員**

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00034.html

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/042/siryo/__icsFiles/afieldfile/2009/03/19/1247451_1.pdf

2 チームとしての学校

(3) 学校のマネジメント体制

【学校教育法】

第37条

- ④ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

2 チームとしての学校

(3) 学校のマネジメント体制

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第三十三条（学校等の管理）

教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 チームとしての学校

(3) 学校のマネジメント体制

校長の職務（管理）

「教育課程の管理」

教育課程の編成【学教法33条、48条、学教法規則50条、72条、
管理規則4条】

授業終始時刻の決定【学教法規則60条】

臨時休業の決定と報告【学教法規則63条、管理規則3条】

教科用図書との給与【教科書法5条】

教材の選定・承認・届け出【管理規則11条、12条、13条】

校務分掌の決定・報告【学教法規則43条、管理規則15条】

職員会議【学教法規則48条、管理規則19条】

2 チームとしての学校

(3) 学校のマネジメント体制

校長の職務（管理）

「人的管理」

（教職員）

研修の承認【教特法22条、管理規則23条】

勤務時間の割振り【勤務時間条例4条、管理規則20条】

出張命令【旅費条例4条、管理規則22条】

休暇の承認【学教法例18条、管理規則21条①②】

所属職員の進退に関する意見の申し出【管理規則26条】

（児童生徒）

児童生徒の懲戒【学教法11条、学教法規則26条】

児童生徒の出席状況【学教法令19条】

出席停止【学保安法19条、学教法規則26条、管理規則7条②③、
学保安法令6、7条、学保安法規則19、20、21条】

全課程修了者の通知【学教法令22条、規則58条、79条、133条、113条、
135条②】

指導要録の作成【学教法規則24条】

出席簿の作成【学教法規則25条】

2 チームとしての学校

(3) 学校のマネジメント体制

校長の職務（管理）

「物的管理」

施設・設備の管理【管理規則27～30条】

施設設備の貸与【管理規則31条】

防火・警備【管理規則32条】

学校施設の目的外使用【学校施設の確保に関する政令3条】

「金銭的管理・総務」

学校予算の編成と執行【市長の権限に属する事務の補助
執行に関する規則】

事故報告【管理規則10条】

校務報告【服務規程22条】

2 チームとしての学校

(3) 学校のマネジメント体制

校長の職務（監督）

「職務上の義務」

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務【地公法32条】
服務に専念する義務【地公法35条】

「身分上の義務」

信用失墜行為の禁止【地公法33条】
秘密を守る義務【地公法34条】
政治的行為の制限【地公法36条】
争議行為等の禁止【地公法37条】
営利企業への従事等の制限【地公法38条】

2 チームとしての学校

(3) 学校のマネジメント体制

校長の意見具申権

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第三十六条

学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定がある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあつては、学長を経由するものとする。

第三十八条

都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

(第二項略)

3 地域学校協働活動

「次世代の学校・地域」創生プラン（馳プラン） ～中教審3答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

現職研修改革

- ・管理職研修の充実
- ・マネジメント力強化

ベテラン段階

中堅段階

1～数年目

採用段階

養成段階

- ・ミドルリーダー育成
- ・免許更新講習の充実

採用段階の改革

- ・採用試験の共同作成
- ・特別免許状の活用

養成段階の改革

- ・インターンシップの導入
学校現場や教職を早期に体験
- ・教職課程の質向上

教員育成指標

←都道府県が策定

育成指標策定指針

←国が大綱的に提示

要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)

校長の
リーダーシップの下
下校を運営

校長

- ・学校運営の基本方針
- ・学校運営や教育活動 等

予算の執行管理、情報管理等により
校長のマネジメントを支える
※共同実施により学校の事務を効率化

教員

事務職員

社会に開かれた教育課程

よりよい社会を作るとい目標のもと
教育課程を介して地域社会とつながる学校

子供へのカウンセリング等に基づくアドバイス
校内研修の実施 等

授業等の学習指導
生活指導・保護者対応 等

子供への個別カウンセリング
いじめ被害者の心のケア 等

子供

保護者

困窮家庭の福祉機関の紹介
保護者の困窮に対する支援に係る助言 等

教員を
バックアップする
多様なスタッフ

スクール
カウンセラー

スクール
ソーシャル
ワーカー

地域連携の
中核を担う
職員

連携・協働

地域コーディネーター

要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

答申①←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

コミュニティ・スクール

学校運営
協議会

- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：教育行政法

地域学校協働本部

保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して
子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

「地域学校協働活動」の推進

- ・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- ・放課後子供教室・家庭教育支援活動 等

要・法改正：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

3 地域学校協働活動

【教育基本法】

第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

3 地域学校協働活動

「次世代の学校・地域」創生プラン（馳プラン） ～中教審3答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

現職研修改革

- ・管理職研修の充実
- ・マネジメント力強化

ベテラン段階

中堅段階

1～数年目

採用段階の改革

- ・採用試験の共同作成
- ・特別免許状の活用

採用段階

養成段階の改革

- ・インターンシップの導入
学校現場や教職を早期に体験
- ・教職課程の質向上

養成段階

教員育成指標

←都道府県が策定

育成指標策定指針

←国が大綱的に提示

要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)

校長の
リーダーシップの下
下校を運営

校長

- ・学校運営の基本方針
- ・学校運営や教育活動 等

予算の執行管理、情報管理等により
校長のマネジメントを支える
※共同実施により学校の事務を効率化

教員

事務職員

社会に開かれた教育課程

よりよい社会を作るとい目標のもと
教育課程を介して地域社会とつながる学校

子供へのカウンセリング等に基づくアドバイス
校内研修の実施 等

授業等の学習指導
生活指導・保護者対応 等

子供への個別カウンセリング
いじめ被害者の心のケア 等

子供

保護者

困窮家庭の福祉機関の紹介
保護者の困窮に対する支援に係る助言 等

教員を
バックアップする
多様なスタッフ

- ・スクール
カウンセラー
- ・スクール
ソーシャル
ワーカー

要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

答申①←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

コミュニティ・スクール



- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：教育行政法

地域学校協働本部



保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して
子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

連携・協働

地域コーディネーター

「地域学校協働活動」の推進

- ・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- ・放課後子供教室・家庭教育支援活動 等

要・法改正：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

3 地域学校協働活動

【社会教育法】

第五条（市町村の教育委員会の事務）

第一項及び第三項略

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地域学校協働活動

【社会教育法】

第九条の七（地域学校協働活動推進員）

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

「次世代の学校・地域」創生プラン（馳プラン）

～中教審3答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

答申②←教育再生実行会議第7次提言

答申①←教育再生実行会議第6次提言

教員改革 (⇒資質向上)

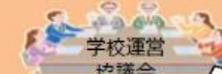
学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)

地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

校長の
リーダーシップの下
学校を運営

コミュニティ・スクール



- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

地域学校協働本部



保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して、
子供の成長を支え、地域を創生

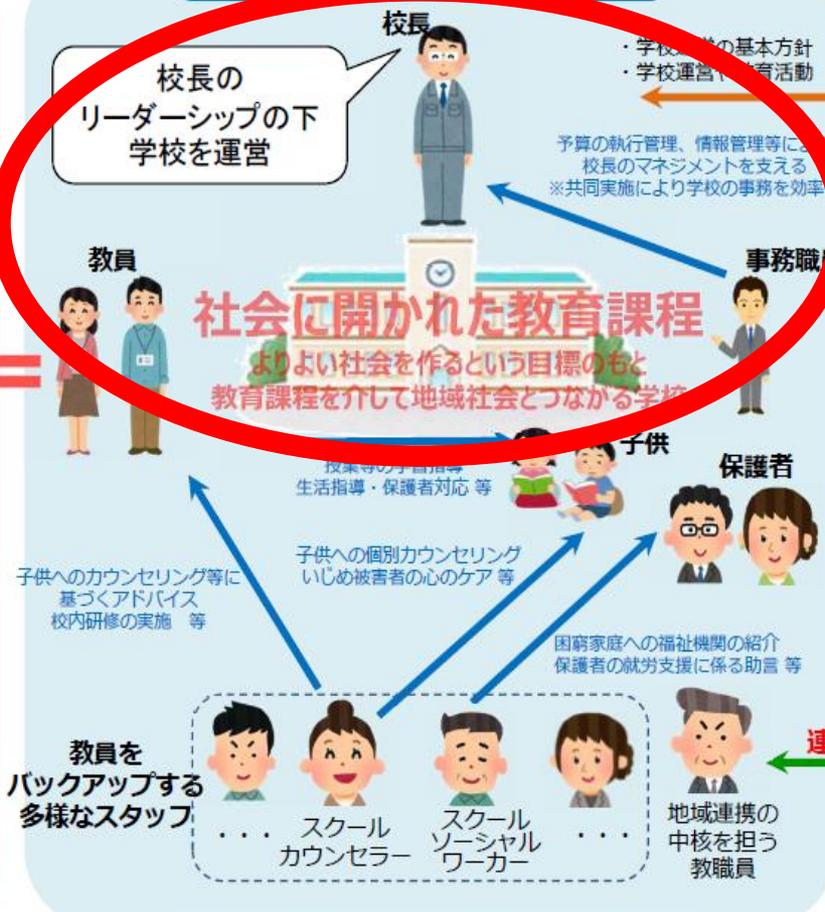
学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

連携・協働

地域コーディネーター

- 「地域学校協働活動」の推進
- ・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
 - ・放課後子供教室・家庭教育支援活動等

要・法改正：社会教育法



要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現



主幹教諭研修

研修テーマに関する法規について

学校のリーダーシップ

